

令和7年1月31日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和7年1月31日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の取消について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可の取消について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第8号 地域計画の策定に係る意見聴取について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 非農地証明について

### 出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
6番 高本 光之	9番 今井 満	10番 亀山 博司	11番 秋光 貴志
12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠
16番 新田 隆次	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次

### 欠席委員

5番 横段 登	7番 立花 達也	8番 水場 光輝
---------	----------	----------

### 推進委員

山田 修

### 事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後2時)

議長(北村)：遅ればせながら、新年あけましておめでとうございます。それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 柏木委員、2番 田中委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、5番 横段委員、7番 立花委員、8番 水場委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「地域計画について」を送付しています。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町中央3丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は97㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、売却するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。安浦町中心部の内海地区に位置し、民家と田が混在しています。以前から譲受人が耕作されており、良い管理をしています。ご審議のほどよろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字大鷲〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計3,500㎡の第2種農地です。転用の目的は、グラウンドゴルフ用地として利用するもので

す。規模等は、3,500㎡で、申請者が地域住民の娯楽用地として、平成20年頃からゲートボール場として整備をして使用し、その後、平成26年頃からは、グラウンドゴルフ場として現在まで使用しています。また、本申請は農地法による転用の手続きを理解しておらず、手続きが遅れたため、始末書添付による申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。また、面積が3,000㎡を超えているため、2月18日（火）に開催する広島県農業会議の常設審議会に農地法第4条事案の意見聴取議案として提出を予定しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。事務局の説明のとおりで始末書添付の申請です。本来なら最初の相続の段階で手続きするべきでしたが、今回の申請となりました。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定します。

議 長：次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の農地については、令和4年2月の総会において、太陽光発電設備として利用するため、許可されたものですが、相続により工事中止となったため、取消願いが提出されたものです。なお、土地の登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部から北東方面に車で15分程の場所になります。許可取消の理由が相続絡みなので、仕方ないと思います。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

議 長：次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字平小菅〇〇〇番、地目は畑、面積は合計103㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場2区画として使用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。写真右の家の方が、申請地を購入して、駐車場として利用されます。何年も耕作されていない土地なので、許可で良いと思います。ご審議よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番と3番について譲受人が同一で、隣接地で関連があるため一括して、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計543㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場12区画として使用するものです。3番の申請地は、2番の申請地と隣接しており、郷原町字西長谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計810㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地を駐車場23区画として使用するものです。2番と3番は一体利用するもので、全駐車場35区画となります。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は解除済みで指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。2区画共に田ですが、数年耕作されていませんでした。この上にも〇〇〇〇の駐車場があるのですが、いくらあっても足りないとのことで、今回の申請と

なりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字大坪〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は326㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接地を併用し店舗及び駐車場用地として利用するため、賃借権を設定するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：14番 石田です。現地は、倉橋町の藤脇交差点付近にあります。住宅密集地です。地域の活性化を考えれば、仕方ないのかなと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字女子畑字平畑〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,192㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量44.55kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地域は除外済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、先程の4条許可申請と同じ地区になります。日当たりの良い優良農地です。写真の上に水路があるのですが、もう1本水路の増設を行うようで

す。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。

1番と2番について、譲渡人と譲受人が同一のため、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番及び2番の農地については、令和4年2月の総会において、太陽光発電設備として利用するため、許可されたものですが、相続により工事中止となったため、取消願いが提出されたものです。なお、土地の登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請人は、4条許可取消と同一人物です。取消理由も同様に相続によるものです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

議 長：次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を延長する履行延期承認を行っていません。申請の事由につきましては、電気の供給先調整ため、工事期間を令和7年2月28日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、先程の許可取消の隣地になります。既に着手に着手している事から、期限内に完了する見込みです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第7号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。このたび、呉税務署から呉市農業委員会に、相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況について確認依頼があったものです。

1番の申請地は、広名田2丁目〇〇〇〇番ほか8筆及び広白岳4丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、畑及び山林、面積は合計で2,501.30㎡の第3種農地です。平成17年4月25日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。広名田の園地は、約85%がかんきつ、15%の野菜栽培が行われていました。広白岳の園地は、全て、かんきつ栽培でした。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広石内2丁目〇〇〇〇番ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,666㎡の第3種農地です。平成17年7月25日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。野菜を中心とした栽培が行われていました。ご審議よろしく  
願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計で2,232㎡  
の第3種農地です。平成17年7月6日に相続により農地を取得したもので、田として適  
切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山田委員：推進委員 山田です。トラクターできれいに耕耘されていました。去年の出来が芳し  
くなかったようで、今年は、頑張ると言っていました。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり報告と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり報告と決定します。

(農林水産課着席)

議 長：次に、議案第8号「地域計画の策定に係る意見聴取について」を議題とします。呉市農  
林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：それでは地域計画についてご説明します。まず地域計画自体のことですが、地域農業の  
将来像として各地域において策定している「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進  
法の改正により「地域計画」に変わりました。地域で守ってきた農地のうち、将来にわた  
って守るべき農地を次の世代に引き継いでいくために、将来誰が農地を利用し守っていく  
のか、地域農業をどのように維持・発展していくのか等について、地域の将来像として明  
確にしたものが「地域計画」となっております。呉市においては、全部で5地区に分けた  
地域計画としておりますが、この地域計画の策定にかかるこれまでの取組については、将

来誰がその農地を耕作していくのか比較的明確な地区を先行地域として選定し、まず取りかかったのが倉橋の尾立・倉井・脇田地区です。担い手の方へのアンケート調査や聞き取りを実施し、その結果に基づいて地域計画にかかる目標地図を作成しました。また安浦町の日之浦地区においては、『実質化された人・農地プラン』を策定しており、倉橋と同様な課程を踏んでいることから、このプランを踏襲した目標地図を作成しました。先行地域以外の3地区においては、12月中までに目標地図の素案を作成するよう国・県の指導もあり、まずは区域設定のみの地域計画で本年度はスタートし、次年度以降、随時更新を行っていく方針で考えております。具体的な内容については追って説明いたします。続いて地域計画の区域についてですが、当初国の方針のとおり市街化区域以外のすべてを範囲とする方針でしたが、その後の国の説明会による地域計画の運用の動向や国の補助事業の動向が徐々に明らかになってきた中で、具体的には、地域計画の区域内で農地転用が発生した場合は、その都度地域計画変更の手続きを踏むことを追加で明言されたことや、来年度以降の中山間地域等直接支払交付金の要件に農振農用地であり地域計画の区域内であることが追加されたほか、果樹経の事業も近い将来農振農用地であり地域計画の区域内であることが要件として加わるのではないかという話も出てきている状況です。これらの状況を総合的に考えて、まずは、すでに守るべき農地として設定している農振農用地を地域計画の区域として絞った形で初年度をスタートさせていく方法で素案をまとめました。それでは各地区の地域計画の素案について説明いたします。計画の内容については、昨年12月26日の農業委員会との意見交換会で情報提供した内容と大きな変更はありません。それでは、まず音戸・倉橋地区です。地域計画の様式5-2には地域の現状や課題、方針を記載しております。具体的な記載の説明については時間の都合上割愛させていただきます。裏面に行きまして「4 地域内の農業を担う者一覧」をご覧ください。本地域については担い手が多い地域でありますので、これらの方が農地を将来活用していく者として位置づけ、目標地図にも位置づけております。一枚めくっていただくと目標地図になります。黄色く塗っているところが農振農用地でありますので、そこが地域計画の区域となります。一枚めくっていただくと倉橋の中の水越地区をクローズアップした目標地図となっております。この地図に番号をふっておりますが、この番号は先ほどの「4 地域内の農業を担う者一覧」に記載してある担い手の番号と連動しております。一枚めくっていただくと倉井地区の目標地図があります。もう一枚めくっていただくと脇田地区の目標地図があります。続いて、川尻・安浦地区です。表面の様式5-2には、ほとんど同じ内容を記載しております。特徴的な記載としましては、安浦町日之浦地区のほ場整備に関する記述を入れているところです。一枚めくってもらいますと、農振農用地を区域としていることを表す目標地

図をつけております。クローズアップする地区は日之浦地区で、こちらはほ場整備を実施しているところで、将来的に二人が耕作していく予定となっておりますので、この2者を目標地図に位置づけております。続いて豊浜・豊地区ですが、様式5-2における特徴的な記載としては、柑橘地帯において農地の集約化は難しいのですが、可能な限り集約化を進めていくことや、JA等が提供するドローン防除や収穫・選別サービスを活用してより多くの農地をカバーしていくという内容を入れております。目標地図としましては、農振農用地を地域計画の区域として示したものを付けております。続いて蒲刈・下蒲刈地区です。豊浜・豊地区と同様の柑橘地帯であり現状・課題も共通するところが多いので、記載内容も同じような内容となっております。目標地図としましては、こちらも農振農用地を地域計画の区域として示したものを付けております。続いて郷原・昭和地区です。基本的にこちらも記載内容は大きく変わりませんが、こちらは水田を中心とした農業を展開しているので、それに関連する記述を入れております。目標地図としましては、こちらも農振農用地を地域計画の区域として示したものを付けております。以上が各地区の地域計画の素案です。今後のスケジュールとしましては、本年度末の策定を目指して、現在JA等関係機関へも意見聴取を行っているところです。意見聴取後、地域計画の案を2週間縦覧した後、策定というはこびとなります。来年度以降についてですが、地域計画をより充実したものにするため、認定農業者や認定新規就農者以外の方も農業を担う者として対象とし、国庫事業の要件化やポイント加算等の関連付けが行われるなどの動向を見ながら、また地域の要望をくみ取りながら随時更新を図って行く方針です。以上で地域計画についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「地域計画」についてご質疑・ご意見ありませんか。

岡 本 委 員：12番 岡本です。倉橋地区でアンケートを行っていたが、対象者とその内容を教えてください。

農 林 水 産：倉橋町の尾立地区・脇田地区で営農されている、認定農業者を中心に行いました。アンケートの内容につきましては、広島県と共に、相対による聞き取りを行いました。

岡 本 委 員：12番 岡本です。前回は話したと思いますが、農業を担う者は、認定農業者だけではない。資料を見る限り、地域を担う農業者一覧に記載されているのは認定農業者だけです。地域の現状が全く、反映されていない計画である。本計画を作成する意味、必要性を感じない。

高 本 委 員：6番 高本です。言われることは分かるが、地域農業を担えるのは、認定農業者などの限られた者しかいない。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。9月に行った農地台帳調査の結果と今回の計画の整合性が取れていれば、問題はないのではないのでしょうか。

議 長：地域の話し合いを基に地域計画を作成するものですが、提出期限も迫ってきたなかで、出来る地区から取りあえず作成した暫定的計画だと認識しています。

農 林 水 産：その通りです。本計画は、完成形では無く実情に合うように今後も追加や修正を行います。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は説明のとおり決定します。

(農林水産課退席)

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が1件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が9件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について4件を証明しましたので報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：なし

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。1月17日は、広島市で開催された常設審議委員会農地部会に出席しました。1月24日は、呉市都市計画課から都市計画審議会の事前説明を受け、1月29日に、呉市役所2階で都市計画審議会がありました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第2回総会は、2月28日 金曜日 午後2時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和7年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。  
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)

以上は、令和7年第1回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長 .....

呉市農業委員会 委 員 .....

呉市農業委員会 委 員 .....